

さいたま市告示第191-2号

令和8年度さいたま市指定情報公表センター業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月30日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま市指定情報公表センター業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に登載された者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間に、「さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）」による入札参加停止の措置又は「さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）」による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和7年4月1日現在で、過去3年間にさいたま市又は国、他の地方公共団体から、本件業務又は本件業務と類似の業務を受託し、2回以上全て誠実に履行した実績のあるものであること。

なお、類似の業務とは、案内サービス・コールセンター・ヘルプデスクなど住民と直接または電話で応対し、公共サービスの提供等を行う業務をいう。

(7) 本入札の告示日において、次のすべてに該当する者であること。

ア 法人格を有すること。

イ 当該法人が法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者でないこと。

ウ 当該法人の役員のうち、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者がいないこと。

エ 当該法人自らが介護サービスを提供していないこと。

オ 当該法人の役員、構成員又は職員の構成について、介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族が、当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の2分の1を超えて含まれていないこと。

カ 個人情報保護に関する規程が整備されていること。

キ 「介護サービス情報の公表」制度に係る調査及び事業者からの問い合わせ対応業務に複数年度従事した経験を有する職員がいること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月12日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 交付費用

無償

5 入札参加資格の有無

入札に参加を希望する者は、次の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月12日（木）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、電子入札システムを利用できない場合は、郵送又は持参による提出を受け付ける。

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

担当 事業者係 電話番号 048(829)1265

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(4)と同じ

(2) 交付日時

令和8年2月17日(火)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月25日から令和8年2月26日まで（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

(3) 入札保証金

入札金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月27日(金)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

電話 048(829)1265 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。